

○商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）

<p>改 正 案</p>	<p>（指定商品等又は商標を表示した書面の補正と要旨変更）</p> <p>第九条の三 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものと商標権の設定の登録があつた後に認められたときは、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。</p> <p>（商標登録出願の分割）</p>
<p>現 行</p>	<p>（商標登録出願の分割）</p>

第十条 (第一項及び第二項略)

3 第一項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第九条第二項並びに第十三条第一項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十号)第四十三条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

(特許法の準用)

第十三条 特許法第四十条及び第四十三条の規定は、商標登録出願に準用する。この場合において、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「商標登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。

第十条 (第一項及び第二項略)

3 第一項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、前条第二項並びに第十三条第一項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十号)第四十三条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

(特許法の準用)

第十三条 特許法第四十条、第四十二条(明細書等の補正と要旨変更)及び第四十三条(パリ条約による優先権主張の手続)の規定は、商標登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「商標登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。

(第二項略)

(補正の却下)

第十六条の二 願書に記載した指定商品若しくは指定  
役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする  
商標を表示した書面について出願公告をすべき旨の  
決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を變  
更するものであるときは、審査官は、決定をもつて  
その補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行  
い、かつ、理由を付きなければならぬ。

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、  
決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過する  
までは、当該商標登録出願について査定(出願公告  
をすべき旨の決定前に第一項の規定による却下の決  
定があつたときは、出願公告をすべき旨の決定又は

(第二項略)

拒絶をすべき旨の査定)をしてはならない。

4 審査官は、商標登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第四十五条第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその商標登録出願の審査を中止しなければならない。

(特許法の準用)

第十七条 特許法第四十七条第二項(審査官の資格)、第四十八条(審査官の除斥)、第五十条(拒絶理由の通知)及び第五十四条から第六十五条まで(補正の却下、特許異議の申立て、査定的方式、出願公告決定後の補正及び訴訟との関係)の規定は、商標登録出願の審査に準用する。この場合において、同法第五十五条第一項中「三月」とあるのは、「二月」と読み替えるものとする。

(特許法の準用)

第十七条 特許法第四十七条第二項(審査官の資格)、第四十八条(審査官の除斥)、第五十条(拒絶理由の通知)及び第五十三条から第六十五条まで(補正の却下、特許異議の申立て、査定的方式、出願公告決定後の補正及び訴訟との関係)の規定は、商標登録出願の審査に準用する。この場合において、同法第五十五条第一項中「三月」とあるのは、「二月」と読み替えるものとする。

(意匠法の準用)

第十七条の二 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第十七条の三（補正後の意匠についての新出願）の規定は、第十六条の二第一項の規定により、決定をもつて補正が却下された場合に準用する。

2 | 意匠法第十七条の四の規定は、前項又は第五十五条の二（第六十条の二第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第十七条の三第一項に規定する期間を延長する場合に準用する。

(先使用による商標の使用をする権利)

第三十二条 他人の商標登録出願前から日本国内にお

(意匠法の準用)

第十七条の二 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第十七条の二（補正後の意匠についての新出願）の規定は、前条において準用する特許法第五十三条第一項の規定により、決定をもつて補正が却下された場合に準用する。

2 | 意匠法第十七条の三（補正後の意匠についての新出願）の規定は、前項において、第五十六条の二において準用する同法第五十一条第一項において、又は第六十二条において準用する同法第五十六条の二において準用する同法第五十一条第一項において、それぞれ準用する同法第十七条の二第一項に規定する期間を延長する場合に準用する。

(先使用による商標の使用をする権利)

第三十二条 他人の商標登録出願前から日本国内にお

いて不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際

(第九条の三の規定により、又は第十七条の二第一項若しくは第五十五条の二(第六十条の二第一項において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定により、その商標登録出願が手続補正書を提出したものとみなされたときは、もとの商標登録出願の際又は手続補正書を提出した際(現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても

いて不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際

(第十三条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十七条の二において、第五十六条の二において準用する意匠法第五十一条第一項において、若しくは第六十二条において準用する同法第五十六条の二において準用する同法第五十一条第一項において、それぞれ準用する同法第十七条の二第一項の規定により、その商標登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの商標登録出願の際又は手続補正書を提出した際(現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務

同様とする。

(第二項略)

(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、六万六千円を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、十三万円を納付しなければならない。

(第三項以下略)

(補正の却下の決定に対する審判)

第四十五条 第十六条の二第一項の規定による却下の

についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

(第二項略)

(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、五万三千円を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、十万円を納付しなければならない。

(第三項以下略)

(補正の却下の決定に対する審判)

第四十五条 第十七条において適用する特許法第五十

決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十七条の二第一項において準用する意匠法第十七条の三第一項に規定する新たな商標登録出願をしたときは、この限りでない。

(第二項略)

第五十五条の二 第十六条の二、特許法第五十四条及び意匠法第十七条の三の規定は、第四十四条第一項の審判に準用する。この場合において、第十六条の二第四項中「第四十五条第一項の審判を請求したとき」とあるのは「第六十三条第一項の訴えを提起したとき」と、特許法第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは「第六十四条（商標法第五十六条第一項において準用する特許法第一百五十九条第二項及

三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十七条の二において準用する意匠法第十七条の二第一項に規定する新たな商標登録出願をしたときは、この限りでない。

(第二項略)

び第三項において準用する場合を含む。」と読み替えるものとする。

(特許法の準用)

第五十六条 特許法第二百五条、第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十二条、第三百三十三条、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第三百五十九条第二項から第五項まで、第三百六十条、第三百六十一条並びに第三百六十七条から第三百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百三十二条第一項、第三百四十五条第一項、第三百六十七条及び第三百六十九条第一項中「第三百二十三条第一項又は第三百二

(特許法の準用)

第五十六条 特許法第二百五条、第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十二条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百六十一条まで、第三百六十二条、第三百六十三条並びに第三百六十七条から第三百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百三十二条第一項、第三百四十五条第一項、第三百六十七条及び第三百六十九条第一項中「第三百二十三条第一項、第三百二十五条の二第一項又は第三百二十九条第一項」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第四十八条第一項、第五

十五條の二第一項」とあるのは「商標法第四十六條第一項、第四十八條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二」と、同法第百六十一條中「第百二十一條第一項」とあり、及び同法第百六十九條第三項中「第百二十一條第一項又は第百二十六條第一項」とあるのは「商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項」と読み替えるものとする。

(第二項略)

(意匠法の準用)

第五十六條の二 意匠法第五十一條の規定は、第四十五條第一項の審判に準用する。

(審判の規定の準用)

第六十條の二 第五十五條の二の規定は、第四十四條

十條第一項、第五十一條第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二」と読み替えるものとする。

(第二項略)

(意匠法の準用)

第五十六條の二 意匠法第五十一條第一項の規定は、第四十四條第一項の審判に準用する。

第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第五十六條の二の規定は、第四十五條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(特許法の準用)

第六十一條 特許法第七十三條(再審の請求期間)並びに第七十四條第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。この場合において、同條第二項中「第二百二十三條第一項又は第二百二十五條の二第一項」とあるのは、「商標法第四十六條第一項、第四十八條第一項、第五十條第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二」と読み替えるものとする。

2 特許法第五十九條第二項から第五項までの規定は、第四十四條第一項の審判の確定審決に対する再

(特許法の準用)

第六十一條 特許法第七十三條(再審の請求期間)並びに第七十四條第一項から第三項まで及び第五項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。この場合において、同條第三項中「第二百二十三條第一項、第二百二十五條の二第一項又は第二百二十九條第一項」とあるのは、「商標法第四十六條第一項、第四十八條第一項、第五十條第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二」と読み替えるものとする。

審に準用する。

(意匠法の準用)

第六十二条 意匠法第五十八条第二項の規定は、第十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 意匠法第五十八条第三項の規定は、第四十五條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(審決等に対する訴え)

第六十三条 審決に対する訴え、第五十五条の二(第六十条の二第一項において準用する場合を含む。)  
において準用する第十六条の二第一項の規定による却下の決定に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

(意匠法の準用)

第六十二条 意匠法第五十六条の二の規定は、第四十条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(審決等に対する訴)

第六十三条 審決に対する訴、第五十六条第一項において、又は第六十一条において準用する特許法第七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第五百五十九条第一項において準用する同法第五十三条第一項の規定による却下の決定に対する訴及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴は、東京

高等裁判所の専属管轄とする。

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第七十九條から第八十二條まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消し及び裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十九條中「第二百二十三條第一項若しくは第二百二十五條の二第一項」とあるのは、「商標法第四十六條第一項、第四十八條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二」と読み替えるものとする。

（商標に関する規定の準用）

第六十八條 第五條第一項及び第三項、第六條第一項、第九條の二から第十條まで並びに第十三條第一項の規定は、防護標章登録出願に準用する。この場合

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第七十九條から第八十二條まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消し及び裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十九條中「第二百二十三條第一項、第二百二十五條の二第一項若しくは第二百二十九條第一項」とあるのは、「商標法第四十六條第一項、第四十八條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二」と読み替えるものとする。

（商標に関する規定の準用）

第六十八條 第五條第一項及び第三項、第六條第一項、第九條の二、第十條並びに第十三條第一項の規定は、防護標章登録出願に準用する。この場合におい

において、第五条第一項中「三 指定商品又は指定  
 役務並びに次条第一項の政令で定める商品及び役務  
 の区分」とあるのは、  
 「三 指定商品又は指定役務  
 四 防護標章登録出願に係

並びに次条第一項の政令で定める商品及び役務の区  
 分  
 と読み替えるものとする。

（第二項及び第三項略）

4 第四十四条から第四十六条まで、第五十三条の二  
 から第五十四条まで及び第五十五条の二から第五十  
 六条の二までの規定は、防護標章登録に係る審判に  
 準用する。この場合において、第四十六条第一項第  
 一号中「第三条、第四条第一項、第七条第一項若し  
 くは第三項、第八条第一項、第二項若しくは第五項  
 、第五十一条第二項、第五十三条第二項」とあるの

て、第五条第一項中「三 指定商品又は指定役務並  
 びに次条第一項の政令で定める商品及び役務の区分  
 」とあるのは、  
 「三 指定商品又は指定役務及び次  
 四 防護標章登録出願に係る商標

条第一項の政令で定める商品及び役務の区分  
 と読  
 み替えるものとする。

（第二項及び第三項略）

4 第四十四条から第四十六条まで、第五十三条の二  
 から第五十四条まで、第五十六条及び第五十六条の  
 二の規定は、防護標章登録に係る審判に準用する。  
 この場合において、第四十六条第一項第一号中「第  
 三条、第四条第一項、第七条第一項若しくは第三項  
 、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一  
 条第二項、第五十三条第二項」とあるのは「第六十

は「第六十四条」と、同項第四号中「条約」とあるのは「第六十四条の規定若しくは条約」と読み替えるものとする。

(第五項略)

(手続の補正)

第六十八条の二 商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があった後は、第十七条(前条第二項)において準用する場合を含む。)において、又は第五十六条第一項(前条第四項)において準用する場合を含む。)若しくは第六十一条第二項(前条第五項)において準用する場合を含む。)において準用する特許法第百五十九

四条」と、同項第四号中「条約」とあるのは「第六十四条の規定若しくは条約」と読み替えるものとする。

(第五項略)

(手続の補正)

第六十八条の二 商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があった後は、第十七条(前条第二項)において準用する場合を含む。)において、第五十六条第一項(前条第四項)において準用する場合を含む。)において準用する特許法第百五十九条第二項若しくは第三項において、又は第六十一条(前条第五項)において準用

条第二項若しくは第三項において、それぞれ準用する同法第六十四条の規定により補正をすることができる場合を除き、その補正をすることができない。

(指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則)

第六十九条 指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商標権についての第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第四十六条第二項(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条、第五十六条第一項において準用する特許法第二百二十五条、第五十六条第一項において若しくは第六十一条第一項において準用する同法第百

七条第一項において準用する特許法第七十四条第一項において準用する同法第五十九条第二項若しくは第三項において、それぞれ準用する同法第六十四条の規定により補正をすることができる場合を除き、その補正をすることができない。

(指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則)

第六十九条 指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商標権についての第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第四十六条第二項(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条、第五十六条第一項において準用する特許法第二百二十五条、第五十六条第一項において若しくは第六十一条第一項において準用する特許法第七十

七十四條第二項においてそれぞれ準用する同法第三十二條第一項、第五十九條、第六十條、第七十一條第一項第一号又は第七十五條第二項において準用する同法第九十三條第二項第五号の規定の適用については、指定商品又は指定役務ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

(第二項略)

(商標公報)

第七十五條 (第一項略)

2 特許法第九十三條第二項第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第九号の規定は、商標公報に準用する。この場合において、同項中「一 出願公告又は出願公開後における特許を受ける権利の承継」とあるのは、  
「一 出願公告後における商標登録  
二の二 出願公告後における商標

四條第三項においてそれぞれ準用する同法第三百二條第一項、第五十九條、第六十條、第七十一條第一項第一号又は第七十五條第二項において準用する特許法第九十三條第二項第五号の規定の適用については、指定商品又は指定役務ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

(第二項略)

(商標公報)

第七十五條 (第一項略)

2 特許法第九十三條第二項第一号から第四号まで、第五号、第六号及び第八号(特許公報の掲載事項)の規定は、商標公報に準用する。

出願により生じた権利の承継

法第十六条の二第一項（同法第五十五条の二）（同法

第十六条の二第一項において準用する場合を含む。

）において準用する場合を含む。）の規定による却

下の決定」

と読み替えるものとする。

（手数料）

第七十六条、次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第十三条第二項において準用する特許法第三十

四条第四項の規定により承継の届出をする者

二 第十七条の二第二項において準用する意匠法第

十七条の四、第四十一条第三項（第六十八条第三

項において準用する場合を含む。）若しくは次条

（手数料）

第七十六条、次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第十三条第二項において準用する特許法第三十

四条第四項の規定により承継の届出をする者

二 第十七条の二第二項において準用する意匠法第

十七条の三、第四十一条第三項（第六十八条第三

項において準用する場合を含む。）若しくは次条

第一項において準用する特許法第四條若しくは第五條第一項の規定による期間の延長又は次條第一項において準用する同法第五條第二項の規定による期日の変更を請求する者

三 第七十二條の規定により証明を請求する者

四 第七十二條の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

五 第七十二條の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

六 第七十二條の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

(第二項以下略)

(特許法の準用)

第七十七條 特許法第三條から第五條まで(期間及び

第一項において準用する特許法第四條若しくは第五條第一項の規定による期間の延長又は次條第一項において準用する特許法第五條第二項の規定による期日の変更を請求する者

三 第七十二條の規定により証明を請求する者

四 第七十二條の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

五 第七十二條の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

六 第七十二條の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

(第二項以下略)

(特許法の準用)

第七十七條 特許法第三條から第五條まで(期間及び

期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。この場合において、同法第四條第一項中「第二百一十一條第一項」とあるのは、「商標法第四十四條第一項若しくは第四十五條第一項」と読み替えるものとする。

2 特許法第六條から第十六條まで、第十七條第三項及び第四項、第十八條から第二十四條まで並びに第百九十四條(手続)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九條中「第二百一十一條第一項」とあるのは「商標法第四十四條第一項若しくは第四十五條第一項」と、同法第十四條中「第二百一十一條第一項」とあるのは「商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項」と読み替えるものとする。

(第三項以下略)

期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2 特許法第六條から第十六條まで、第十七條第二項及び第三項、第十八條から第二十四條まで並びに第百九十四條(手続)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。

(第三項以下略)

(侵害の罪)

第七十八条 商標權又は専用使用權を侵害した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(詐欺の行為の罪)

第七十九条 詐欺の行為により商標登録、防護標章登録、商標權若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(虚偽表示の罪)

第八十条 第七十四条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(過料)

(侵害の罪)

第七十八条 商標權又は専用使用權を侵害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(詐欺の行為の罪)

第七十九条 詐欺の行為により商標登録、防護標章登録、商標權若しくは防護標章登録に基く権利の存続期間の更新登録又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(虚偽表示の罪)

第八十条 第七十四条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(過料)

第八十三条 第五十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において、第十七条（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第五十九条において、第六十一条第一項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第二項において、第六十二条第一項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第五十八条第二項において、又は第十二条第二項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十八条第三項において、それぞれ準用する特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第八十三条 第五十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において、第十七条（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第五十九条において、又は第六十一条（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十四条第一項から第三項までにおいて、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第八十四条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。

第八十五条 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。

別表（第七十六条関係）

納付しななければならぬ者	金額
--------------	----

第八十四条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千円以下の過料に処する。

第八十五条 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、五千円以下の過料に処する。

別表（第七十六条関係）

納付しななければならぬ者	金額
--------------	----

一	商標登録出願、防護標章登録出願又は商標権若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者	一件につき二万千円（連合商標の商標登録出願にあつては、四万三千円）
二	登録異議の申立てをする者	一件につき一万千円
三	第二十八条第一項（第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により判定を求めめる者	一件につき四万円

一	商標登録出願、防護標章登録出願又は商標権若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者	一件につき一万七千円（連合商標の商標登録出願にあつては、三万四千元）
二	登録異議の申立てをする者	一件につき八千八百円
三	第二十八条第一項（第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により判定を求めめる者	一件につき三万二千元

五	四
審判又は再審への参加を申請する者	審判又は再審を請求する者
一件につき五 万五千円	一件につき五 万五千円

五	四
審判又は再審への参加を申請する者	審判又は再審を請求する者
一件につき四 万四千円	一件につき四 万四千円